

高円寺南五丁目町会規約

第一章 総 則

第一条

本会は高円寺南五丁目町会と称し、事務所を高円寺南五丁目会館に置く、会員は高円寺南五丁目に居住するもの並びに事務所等を所有、又は、管理する者等をもって組織する。

第二条

本会は会員相互の連携を密にし、地域のつながりを高め、親睦を深めると共に、自主的活動により町会の発展並びに社会福祉の増進に寄与することをもって目的とする。

第三条

本会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携及び親睦に関する事。
- (2) 防災、防犯に関する事。
- (3) 保健、衛生に関する事。
- (4) 青少年の育成に関する事。
- (5) 青年部及び婦人部を維持育成する事。
- (6) 社会福祉に関する事。
- (7) 会員の慶弔に関する事。
- (8) 祭礼等町内行事の推進に関する事。
- (9) 町会会館の管理に関する事。
- (10) その他目的達成に必要な事。

第二章 役 員

第四条

本会に次の役員をおき、任期は2年とし、再任を妨げない

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 町 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2名 |
| (4) 庶 務 | 若干名 |
| (5) 監 査 | 2名 |
| (6) 地 区 長 | 各1名 |
| (7) 役 員 | 若干名 |

第五条

本会の役員は総会において選任する。

第六条

本会に顧問及び、相談役をおくことができる。

顧問及び相談役は、役員会の承認のもとに町会長が委嘱する。

高円寺南五丁目町会規約

第七条

本会の役員は次の事業を行う。

- (1) 町会長は、会を代表して、会務を処理する。
- (2) 副会長は、町会長の補佐し、町会長が事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 地区長は、町会長の指示をうけて、担当地区内の会務を処理する。
地区長は、会務の遂行上必要により、町会長の承認を得て、地区内を班に分けそれぞれに班長をおくことができる。
- (4) 役員は、役員会に参与し、重要な会務の遂行及び会員相互の連絡等に当たる。

第三章 会 議

第八条

本会の会議は、総会及び役員会とし、町会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会は、毎年1回開催し、予算・決算・事業計画等の審議及び報告を行うと共に役員を選出等、重要事項の協議を行う。
- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、会長が招集する。
- (3) 役員会は、毎月定例会議を行うほか、会務運営上必要と認めた場合、町会長が招集し必要事項を協議する。

第四章 雑 則

第九条

本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもって運営する。
会員の会費は、1ヶ月1世帯200円、事業所等は300円とする。
集合住宅は1ヶ月1部屋100円とする。(空室は除く)

第十条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十一条

本会の委任は、この規約に定めるほか、本会の会務遂行に関し必要な事項は役員会にはかり町会長が定める。

第十二条

この規約の改正は、総会で行う。

第十三条 慶弔金規定

本会員、または配偶者の慶弔に対しては、以下に定める慶弔金を贈呈する。

- (1) 弔慰金として、正会員及び配偶者が死亡した時は、金3,000円とする。
- (2) 本会員で特に功労があった会員に対しては、役員会にはかり、これを増額する事ができる。

第十四条 町会会館利用規則及び料金

規 則

- (1) 会館の利用は町会行事の使用を優先します。
- (2) 利用の申込は原則1ヶ月前までをお願いします。
- (3) 利用料は申込確定後に下記口座へお振り込み下さい。
(又は会館使用開始時に管理者へお支払い下さい)
- (4) 利用時間は、原則8時より20時迄とします。
- (5) 営利を目的とした利用は禁止します。
- (6) 利用の目的または内容が、近隣並びに他の利用者に、迷惑を及ぼすと思われるものは禁止します。
- (7) 利用後は、用具等を元の状態に戻し、ガス栓、冷暖房機等を止め会館管理者まで連絡して下さい。
- (8) 利用許可の権利を譲渡したり、転貸する事は禁止します。
- (9) ゴミ等は利用された方が、お持ち帰り下さる様をお願いします。

利用料金

	タイプ部屋(数)	タイプ部屋(数)
1階	和室 10帖(1)	洋室 10帖(1)
2階	和室 10帖(2)	

会員利用料(各部屋毎)	一室使用	二室使用
2時間(最小単位)	1,500円	2,000円
2時間以降は1時間毎に	500円	750円

*町会員以外の利用の場合は上記金額の5割増しとなります。

葬祭利用料

全館2日間利用料	町会員	40,000円
	町会員以外	55,000円

*葬祭利用については、事情の許す限り優先致します。

付 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。